証券コード6237
2021年６月８日

株　主　各　位

東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
株　式　会　社　イ　ワ　キ
代表取締役社長　藤　中　　茂

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様の健康状態にかかわらず、極力、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネットにより、事前に議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。
　お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2021年６月28日(月曜日)午後５時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2021年６月29日（火曜日）午前10時（受付開始：午前９時）
２．場　　所　東京都千代田区飯田橋一丁目１番１号
ホテルグランドパレス　４階　ゴールデンルーム

３．目的事項

報告事項
１．第66期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第66期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役４名選任の件
第３号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　代理人による議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
　株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.iwakipumps.co.jp/）に掲載させていただきます。

〈本定時株主総会における新型コロナウイルス感染症対策について〉

①書面またはインターネットにより事前に議決権を行使をしていただき、本定時株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申しあげます。

②所要時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び議案の詳細な説明を省略する場合があります。招集ご通知を事前にお目通しいただきますようお願い申しあげます。

③本定時株主総会に出席する当社役員及び運営スタッフは、マスク着用等で対応させていただきます。

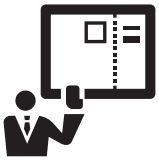
④ご来場の株主様には、会場に用意しておりますアルコール消毒液での手指消毒及び正しいマスクの着用をお願いいたします。正しくマスクを着用してない株主様は、ご入場をお断りさせていただきます。

⑤当日は、受付にて検温を実施いたします。37．5度以上の発熱が確認された株主様、その他体調不良と見受けられる株主様は、ご入場をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

⑥感染予防のため会場内は座席の間隔を広げ、座席数を減らして運営を行います。
そのため、ご来場者数の状況により座席が不足し、ご入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

⑦本定時株主総会の議事短縮のため、株主様のご質問は本定時株主総会の目的である事項（議題に関するもの）に限定させていただきます。ご理解とご協力をお願い申しあげます。

⑧本定時株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.iwakipumps.co.jp/）に掲載させていただきます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2021年6月29日（火曜日）
午前10時00分
（受付開始：午前９時）



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



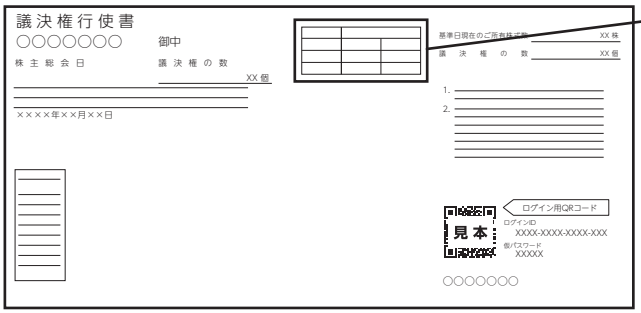
インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１・３号議案

- 賛成の場合 ≫「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫「否」の欄に○印

第２号議案

- 全員賛成の場合 ≫「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

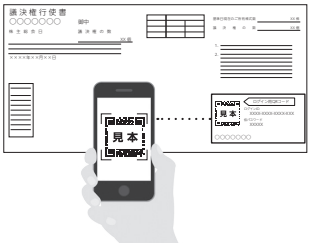
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

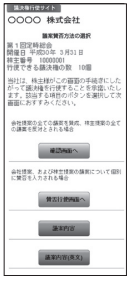
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

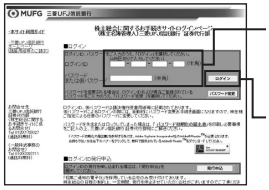
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

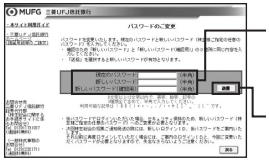
議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



3 新しいパスワードを登録する



4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、年度前半は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済活動の自粛等の影響により急激に悪化いたしましたが、感染状況が下火になるとともに経済活動が再開されました。しかしながら、年度後半も依然として新型コロナウイルスによる不透明な状況が継続いたしました。日本経済においても2020年５月の緊急事態宣言解除以降、経済活動の再開とともに設備投資も回復基調にありますが、新型コロナウイルスの感染状況は一進一退で、不安定な状況が継続いたしました。

こうした状況の下、企業価値向上に向けた取り組みとして国内は「ＣＳ向上で勝つ」を基本方針に活動してまいりました。また、海外においては世界15ヵ国21社の関係会社と連携し販売拡大を図ってまいりました。引き続き「イワキグループ10年ビジョン」定量目標「2025年３月期連結売上高400億円、営業利益率10％」達成に向けた各種施策の実行を更に加速させ、企業価値向上を図ってまいります。

加えて、当社グループはお客様への供給責任を果たすべく、引き続きテレワーク等の新型コロナウイルス感染拡大抑制要請への対応や社内外における感染防止策を講じつつ、製品供給を行ってまいりました。今後も同様の取り組みを継続してまいります。

その結果、市場別では半導体・液晶市場、表面処理装置市場は前年比増収となりましたが、それ以外の市場においては、コロナ禍による設備投資停滞の影響を受けた医療機器市場を中心に前年比減収となりました。

地域別では、国内は、通期を通して医療機器市場が振るわず、売上高は16,686百万円（前年比3.9％減）となりました。海外は回復基調にありますが、年度前半のコロナ禍による影響は大きく、米国の売上高は3,543百万円（前年比13.4％減）となりました。欧州は米国同様コロナ禍による影響を受けておりますが、今期より連結子会社となりましたIwaki Nordic A/S（イワキノルディック）及び同社子会社のIwaki Suomi Oy、Iwaki Norge AS及びIwaki Sverige ABの損益を当第３四半期より取り込んだ結果、売上高は2,963百万円（前年比11.0％増）となりました。アジア地域は、台湾・韓国の半導体・液晶市場、表面処理装置市場向けが活況ですが、シンガポールの水処理市場向けを中心にコロナ禍による影響を受けた結果、

売上高は2,186百万円（前年比3.6％減）となりました。中国は半導体・液晶市場、医療機器市場向け需要好調が継続しており、売上高は1,768百万円（前年比45.2％増）となりました。

製品別では、主力製品である定量ポンプは引き続き堅調に推移しております。マグネットポンプは回復基調にあり、当第４四半期の売上水準は従前水準並みに回復しておりますが、これまでの営業訪問制限等の影響が残り、通期では低調な結果となりました。半導体・液晶市場向け空気駆動ポンプは引き続き好調に推移しております。

このような状況の中、当社グループの当連結会計年度の連結売上高は28,162百万円（前年比1.7％減）となりました。

利益面では、売上減収、販管費増加の影響を受け、営業利益は1,706百万円（前年比19.3％減）、経常利益は2,222百万円（前年比13.8％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,091百万円（前年比1.5％減）となりました。

また、当社グループはケミカルポンプ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

製品別売上高の状況

品目	第65期（2020年３月期）		第66期（2021年３月期）	
	金額	構成比	金額	構成比
	百万円	%	百万円	%
マグネットポンプ	9,779	34.2	9,044	32.1
定量ポンプ	5,184	18.1	5,211	18.5
空気駆動ポンプ	1,953	6.8	2,687	9.5
回転容積ポンプ	2,632	9.2	2,134	7.6
エアーポンプ	1,527	5.3	1,589	5.6
システム製品	1,454	5.1	1,419	5.0
仕入商品	2,621	9.2	2,575	9.1
その他	3,482	12.2	3,499	12.4
合計	28,636	100.0	28,162	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、839百万円であります。

その主なものは、建物及び構築物、製品生産のために新規及び更新で製作した成型金型、品質・信頼性向上のために導入した試験・検査装置、社内業務で使用するパソコン・サーバ及び周辺機器であります。

③　資金調達の状況
　当社においては、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行５行と総額6,250百万円の当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

④　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
　該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況
　該当事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
　当社は、2020年４月17日開催の取締役会において、当社100％出資子会社のテクノエコー株式会社を2021年４月１日を効力発生日として吸収合併することを決議いたしました。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
　該当事項はありません。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 63 期 (2018年３月期)	第 64 期 (2019年３月期)	第 65 期 (2020年３月期)	第 66 期 (当連結会計年度) (2021年３月期)
売上高（百万円）	28,067	29,171	28,636	28,162
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	2,059	2,163	2,122	2,091
１株当たり当期純利益（円）	91.72	96.25	96.06	94.90
総資産（百万円）	29,321	30,463	30,126	32,211
純資産（百万円）	18,660	20,148	20,523	22,520
１株当たり純資産（円）	821.86	887.14	930.39	1,018.96

(注) １．2018年７月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。2018年３月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。
２.「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年２月16日)等を2019年３月期の期首から適用しており、2018年３月期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した場合の金額となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 63 期 (2018年３月期)	第 64 期 (2019年３月期)	第 65 期 (2020年３月期)	第 66 期 (当事業年度) (2021年３月期)
売上高（百万円）	23,203	23,926	22,675	22,293
当期純利益（百万円）	1,520	1,806	1,780	1,500
１株当たり当期純利益（円）	67.70	80.37	80.58	68.09
総資産（百万円）	25,488	26,248	26,076	27,529
純資産（百万円）	15,548	16,731	17,227	18,197
１株当たり純資産（円）	692.52	743.95	782.16	825.68

(注) １．2018年７月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。2018年３月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。
２.「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年２月16日)等を2019年３月期の期首から適用しており、2018年３月期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した場合の金額となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
Iwaki Europe GmbH	EURO 511,291.88	100.0%	各種ポンプの組立、販売
Iwaki Nordic A/S	DKK 1,492,000	100.0% (60.0%)	各種ポンプの販売、システム製品の組立、販売
Iwaki Suomi Oy	EURO 42,046.98	80.0% (80.0%)	各種ポンプの販売
Iwaki Norge AS	NOK 1,150,000	80.0% (80.0%)	各種ポンプの販売
Iwaki Sverige AB	SEK 500,000	80.0% (80.0%)	各種ポンプの販売
Iwaki America Incorporated	US$ 7,735	100.0%	各種ポンプの組立及びコントローラの製造、販売
Iwaki Singapore Pte Ltd	SG$ 1,000,000	88.9%	各種ポンプの販売
IWAKIm SDN. BHD.	MYR 1,000,000	100.0%	各種ポンプの販売
IWAKI DO BRASIL COMÉRCIO DE BOMBAS HIDRÁULICAS LTDA.	BRL 1,640,000	100.0% (100.0%)	各種ポンプの販売
テクノエコー株式会社	千円 10,000	100.0%	水質計測機器の製造、販売

(注) 議決権比率の( )内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

⑷ 対処すべき課題

当社グループは、以下を対処すべき課題であると認識しております。

①開発力の強化

近年の競争が激しい国内外の市場環境に対応するためには、より迅速且つ高度な製品開発が求められております。この課題に対処するため当社では、基礎研究及びコア技術開発の環境が整備された技術センターの活用により、高度な研究開発を推進してまいります。さらに継続して産官学連携共同研究等を推進し「オンリーワン製品」の開発をすすめてまいります。

また、市場要求と顧客ニーズを的確に捉えたタイムリーな製品開発を行うため、重要度の高い製品開発については、プロジェクト体制を構築し、品質レベルを維持しながら、より一層の開発スピードアップを推進してまいります。

②ソリューションビジネスの強化・推進

製品開発力の強化とともに刻々と変化する顧客ニーズを的確に捉え、迅速に対応するために、営業とメンテナンスで個々に保有していた顧客情報を統合いたしました。この情報一元化によって、提案内容やサービスの質を高めることで、顧客へ最適なソリューションの提供が可能となっております。今後も、営業とメンテナンスの連携強化をより一層推進し、併せて関連知識のスキルアップを図ってまいります。更に、顧客からの高度な流体制御に対する要望に応えるため、実液でのシミュレーション評価試験等を踏まえた各種システム提案を積極的に推進してまいります。また、当社製品を長期間にわたり、安心して使用していただくためにビフォアー＆アフターメンテナンスサービスをより充実させ、当社ブランドに対する信頼性の向上を図ってまいります。これらソリューションビジネスを、より一層強化・推進することにより、競合との差別化を図り、「ソリューションカンパニー」として世界全市場の顧客から信頼を勝ち取ってまいります。

③海外事業の拡大

国内産業構造の海外移転の流れが今後も続いていくなかで、より一層、海外需要を掘り起こし、受注拡大が必要であると考えております。この課題に対処するため、当社の海外販売網を活用し、顧客ニーズに的確に応えられる体制の強化を図るとともに、海外への製品供給を円滑に行うため海外調達及び生産を推進し、全体的な海外事業の拡大を図ってまいります。更に、当社グループ間の企業連携強化のため、ＩＴインフラの整備を図ってまいります。

また、海外事業拡大のためには、各地域の特性を知り、それに適応したマーケティング活動のために、従前より海外関係会社との連携を緊密にとっておりましたが、更なるマーケティング活動の強化と当社関連部門の体制強化を図ってまいります。

④強化市場への優先的な経営資源の投入

事業の継続的な成長のために強化市場への優先的な経営資源の投入は不可欠であると考えております。当社グループでは、水処理市場、医療機器市場、新エネルギー市場を強化市場と位置付け、今後も優先的に経営資源を投入してまいります。

⑤「イワキグループ10年ビジョン」達成のための具体的施策実施

2015年に策定いたしました「イワキグループ10年ビジョン（以下、10年ビジョン）」は現在、第２期である育成期（2020年３月期～2022年３月期）に入っております。第１期である種蒔期（2017年３月期～2019年３月期）において課題抽出されました各テーマについて、育成期での重点実施項目を設定いたしました。10年ビジョン定量目標である「2025年３月期連結売上高400億円、営業利益率10%」を達成すべく、生産体制の再構築や不具合の撲滅等を中心に、各種施策を実施してまいります。

⑥持続的な企業価値向上に視点を置いた経営の推進

企業として持続的な成長を遂げていくべく、人事制度の抜本的な見直し、基幹システムの刷新､サステナビリティを意識したCSR活動の推進等を10年ビジョン育成期における重点テーマといたしました。お客様や株主をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に信頼される企業となるべく、当該テーマに真摯に取り組んでまいります。

⑸ **主要な事業内容**（2021年３月31日現在）

当社グループは、当社（株式会社イワキ）、子会社12社及び関連会社10社で構成され、化学薬品等の薬液移送に使用されるケミカルポンプ及びポンプ専用コントローラ等の周辺機器の開発、製造、仕入及び販売（輸出入を含む）を主な事業として営んでおり、また、それに附帯する製品の修理及びアフターサービス並びに設置工事を行っております。

当社グループは、ケミカルポンプを中心とした流体制御製品を幅広い産業分野に提供しております。

当社は、様々な業界の多様なニーズに的確に応えるために、マグネットポンプ、定量ポンプ、空気駆動ポンプ、回転容積ポンプ、エアーポンプを展開しております。各製品の主な販売市場は、以下のとおりです。

製　　品	主　な　販　売　市　場
マグネットポンプ	半導体・液晶市場、医療機器市場、表面処理装置市場、化学市場、水処理市場、新エネルギー市場、製紙市場等
定量ポンプ	半導体・液晶市場、表面処理装置市場、化学市場、水処理市場、新エネルギー市場、製紙市場等
空気駆動ポンプ	半導体・液晶市場
回転容積ポンプ	医療機器市場、水処理市場、新エネルギー市場、食品市場、製紙市場等
エアーポンプ	医療機器市場等
システム製品	半導体・液晶市場、表面処理装置市場、化学市場、水処理市場、新エネルギー市場、食品市場、製紙市場等

⑹ 主要な営業所及び工場（2021年３月31日現在）

①当社

名　　称	所　　在　　地		
本　　社	東京都千代田区神田須田町2-6-6		
国内営業本部	東京都千代田区神田須田町2-6-6		
海外営業本部	東京都千代田区神田須田町2-6-6		
埼玉工場	埼玉県狭山市広瀬台2-1-4		
三春工場	福島県田村郡三春町大字鷹巣沼倉40-1		
技術センター	埼玉県入間郡三芳町藤久保462-1		
支　　店	東京支店	大阪支店	名古屋支店
	九州支店	仙台支店	静岡支店
営 業 所	広島営業所	新潟営業所	熊谷営業所
	水戸営業所	松本営業所	高松営業所
	札幌営業所		
事 業 所	西日本事業所（東大阪市）、メンテナンス本部（狭山市）、システム事業所（入間郡三芳町）		

②子会社

名　　称	所　　在　　地
Iwaki Europe GmbH	ドイツ連邦共和国ヴィリッヒ市
Iwaki Nordic A/S	デンマーク王国ヒレレズ市
Iwaki Suomi Oy	フィンランド共和国ケラバ市
Iwaki Norge AS	ノルウェー王国オスロ市
Iwaki Sverige AB	スウェーデン王国タビー市
Iwaki America Incorporated	アメリカ合衆国マサチューセッツ州
Iwaki Singapore Pte Ltd	シンガポール共和国
IWAKIm SDN. BHD.	マレーシア連邦セランゴール州
IWAKI DO BRASIL COMÉRCIO DE BOMBAS HIDRÁULICAS LTDA.	ブラジル連邦共和国サンパウロ州
テクノエコー株式会社	埼玉県入間市野田1241番地１

⑺ **使用人の状況**（2021年３月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
994名	40名増

（注） 使用人数には、パートタイマーの平均112名は含んでおりません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
766名	９名増	42.1歳	18.1年

（注） 使用人数には、パートタイマーの平均108名は含んでおりません。

⑻ **主要な借入先の状況**（2021年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	607,864千円
株式会社三井住友銀行	581,364千円
株式会社商工組合中央金庫	343,864千円

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

① 当社は、2020年４月17日開催の取締役会において、2021年４月１日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社であるテクノエコー株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、2021年４月１日付で実施いたしました。

② 当社は、2021年４月16日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

イ.自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上および経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするとともに、１株当たりの株主価値を高め、株主様への利益還元を充実させるために、自己株式の取得を行います。

ロ.取得に係る事項の内容

a.取得対象株式の種類　当社普通株式

b.取得し得る株式の総数　270,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合1.23％）

c.株式の取得価額の総額　200,000,000円（上限）

d.取得期間　2021年５月14日～2021年６月30日

e.取得方法　東京証券取引所における市場買付（証券会社による取引一任方式）

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（2021年３月31日現在）

① **発行可能株式総数**　81,000,000株

② **発行済株式の総数**　22,490,910株

③ **株主数**　2,819名

④ **単元株式数**　100株

⑤ **大株主**

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社藤中ホールディングス	2,700,000株	12.25%
藤中茂	1,917,354株	8.70%
藤中留美	1,887,020株	8.56%
イワキ従業員持株会	1,744,240株	7.91%
株式会社日本カストディ銀行	922,000株	4.18%
イワキ産業株式会社	856,750株	3.88%
藤中裕子	852,470株	3.86%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	838,600株	3.80%
上條照彦	450,000株	2.04%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	430,600株	1.95%

（注）１．上記の持株数は株主名簿に基づき記載しております。
２．当社は、自己株式を451,856株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
３．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当社は、2018年６月28日開催の第63回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2020年６月26日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年７月16日付で取締役（社外取締役を除く）７名に対し自己株式17,579株の処分を行っております。

⑦ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

⑵ 新株予約権等の状況（2021年３月31日現在）

該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び他の重要な兼職状況
取締役社長（代表取締役）	藤中　茂	経営統括・安全保障輸出管理室・内部監査室・品質保証本部
専務取締役	打田秀樹	事業統括・国内営業本部・海外営業本部・メンテナンス本部・営業業務部
取締役	井上　誠	経営管理本部長
取締役	清水尊志	製品企画本部長
取締役	柳原利典	技術本部長
取締役	甲斐浩和	生産本部長
取締役	大塚貴一郎	総務本部長
取締役	茅原敏広	
取締役	小倉健一	
常勤監査役	三宅一郎	
常勤監査役	小島隆史	
監査役	長澤正浩	長澤公認会計士事務所　代表 株式会社伊藤園　社外監査役 株式会社東京個別指導学院　社外監査役 株式会社ヒノキヤグループ　社外監査役
監査役	細谷義徳	敬和綜合法律事務所　代表

（注）１．取締役茅原敏広氏及び取締役小倉健一氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。
２．監査役長澤正浩氏及び監査役細谷義徳氏は社外監査役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。
３．監査役長澤正浩氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．監査役細谷義徳氏は弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．2020年６月26日付をもって、松田健二氏は取締役を辞任いたしました。
６．2020年６月26日付で、打田秀樹氏は常務取締役から専務取締役に就任いたしました。

② **責任限定契約の内容の概要**

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低限度としております。

③ **役員等賠償責任保険契約の内容の概要**

当社は、保険会社との間で当社および子会社のすべての役員を被保険者として会社役員賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の概要は、会社役員としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（損害賠償金および争訟費用）を填補することとしております。

④ **取締役及び監査役の報酬等**

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について経営諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、経営諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、社外取締役の報酬については月額基本報酬のみとし、役割や業務分担に応じて取締役会にて決定しております。

また、監査役の報酬は、株主総会にて承認された報酬総額を上限として、月額基本報酬のみで構成されております。各監査役個別の報酬は、各監査役の役割、業務分担に応じた定額を支給しており、監査役の協議により決定しております。

取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。なお、67期（2021年４月～2022年３月）に関しても役員報酬等の内容の決定に関して同様な方針、同様な算式を以って運用します。

※以下、文中において、親会社株主に帰属する当期純利益は「純利益」という。

ａ．基本報酬に関する方針

従業員の最高年収をベースに算出した取締役報酬月額基本単位（基礎額）に各役職の係数を乗じて、基本報酬としており、以下の算式により算出されます。

なお、取締役個人別の報酬は、h表による役職係数を基本に算出します。

※当該年度配分率＝当該年度の役職係数の和÷基準（65期）役職係数の和9.7

・基本報酬＝取締役報酬月額基本単位（基礎額）計×役職係数の和＋
当該年度予算の純利益×４％×当該年度配分率

ｂ．業績連動報酬等に関する方針
業績連動報酬等にかかる業績指標は純利益とその予算達成率及びＥＰＳの成長率を組合わせたものを業績連動指標としております。
純利益は、成長に向けた投資や株主還元の原資となる分かり易い指標であり、株式市場の関心も高く、加えてＥＰＳは株主との一層の価値共有を図り会社業績に連動させるための指標であるため、これらを組合わせた業績連動指標としております。
・業績連動報酬＝純利益×３％×(純利益÷予算純利益 0.5未満は０、上限2.0)×当該年度配分率＋純利益×１％×（当該年度のEPS成長率 0.5未満は０、上限2.0)×当該年度配分率
ｃ．非金銭報酬等に関する方針
非金銭報酬等にかかる業績指標は純利益とその予算達成率及び翌年度予算のＥＰＳの成長率を組合わせたものを指標としております。
・非金銭報酬＝純利益×１％×（純利益÷予算純利益 0.5～2.0）×当該年度配分率＋
純利益×１％×［直近年度EPS成長率（当該年度EPS成長率＋翌年度EPS成長率）÷２（0.5～2.0）］×当該年度配分率
ｄ．報酬等の割合に関する方針
業績連動報酬及び非金銭報酬を合わせた割合を予算時に50％まで徐々に増やしていく方針であります。
66期（2020/4/1～2021/3/31）

	月額固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
予算時	68.4%	20.7%	10.9%
決算時	55.2%	30.9%	14.0%

ｅ．報酬等の付与時期や条件に関する方針
上記ａ基本報酬は、毎月支給することとし、上記ｂ業績連動報酬及びc非金銭報酬に関しては、当該年度にかかる株主総会終了後、それぞれにかかる算式により算出された金銭（業績連動報酬）及び譲渡制限付株式（非金銭報酬）を支給又は付与します。譲渡制限付株式報酬は、取締役（社外取締役を除きます。以下本「c.」において同じ。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主との一層の価値共有を進めることを目的として、概要以下を含む条件にて、当社の株式を交付します。
ⅰ 譲渡制限及び譲渡制限期間
取締役は、当社の株式の交付日から、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任する日までの間、当該株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこととします。
ⅱ 無償取得事由
当社は、正当な理由によらない任期途中の退任、法令又は社内規則の違反その他の当該株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を無償で取得します。

ｆ．報酬等の決定の委任に関する事項

該当事項はありません。

ｇ．上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当事項はありません。

ｈ．当事業年度及び翌事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標および実績

各役職毎の係数

	代表取締役社長	専務取締役	常務取締役	取締役	取締役（使用人兼務）	各期役職係数計
66期役職係数	4.2	2.5	2	1.5	0.2	7.7
67期役職係数	4.2	2.5	2	1.5	0.2	6.7

（a）第66期事業年度における評価割合及び業績連動報酬に係る指標の目標

	評価種類	業績連動指標	評価ウェイト	目標（千円）	実績
66期	年度予算連動固定評価	当該年度予算純利益配分	40%	48,812	－
66期	賞与評価	当該年度純利益配分、ＥＰＳ成長率	40%	－	84,145
66期	中長期評価（ＲＳ）	当該年度純利益配分、（予算）ＥＰＳ成長率	20%	－	38,109

（b）第67期事業年度における評価割合及び業績連動報酬に係る指標の目標

	評価種類	業績連動指標	評価ウェイト	目標（千円）	実績
67期	単年度予算連動固定評価	当該年度予算純利益配分	40%	50，615	－
67期	賞与評価	当該年度純利益配分、ＥＰＳ成長率	40%	－	－
67期	中長期評価（ＲＳ）	当該年度純利益配分、（予算）ＥＰＳ成長率	20%	－	－

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取　締　役 （うち社外取締役）	278 （14）	176 （14）	84 （0）	17 （0）	10 （2）
監　査　役 （うち社外監査役）	48 （12）	48 （12）	0 （0）	0 （0）	4 （2）
合　　計 （うち社外役員）	326 （26）	224 （26）	84 （0）	17 （0）	14 （4）

（注）１．上表には、2020年６月26日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。

２．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．業績連動報酬等にかかる業績指標は純利益であり、その実績は2,091,193千円であります。当該指標は、成長に向けた投資や株主還元の原資となる分かり易い指標であるため株式市場の関心が高く、また、従業員の賞与も当該指標に連動させていることから、業績連動型賞与及び非金銭報酬等（業績連動型株式報酬）の連動指標として選択いたしました。加えて、株主との一層の価値共有を図り会社業績に連動させるため業績成長率指標としてＥＰＳも連動指標として選択しております。

当社の業績連動報酬は、職位別の当期役職係数に応じて、当該年度配分率を乗じた純利益の３％に予算達成率を乗じて、同純利益の１％にＥＰＳ成長率を乗じて算定されております。

４．非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「２．（1）⑥　当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

５．取締役の金銭報酬の額は、2011年６月24日開催の第56回定時株主総会において年額500百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名（うち、社外取締役は１名）です。

また、金銭報酬とは別枠で、2018年６月28日開催の第63回定時株主総会において、株式報酬の額として年額100百万円以内、株式数の上限を年60,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、９名です。

６．監査役の金銭報酬の額は、2011年６月24日開催の第56回定時株主総会において年額80百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、４名です。

⑤ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役茅原敏広氏は、他の法人等の重要な兼職には就いておりません。

・取締役小倉健一氏は、他の法人等の重要な兼職には就いておりません。

・監査役長澤正浩氏は、長澤公認会計士事務所の代表及び株式会社伊藤園、株式会社東京個別指導学院、株式会社ヒノキヤグループの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役細谷義徳氏は、敬和綜合法律事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

地位及び氏名	出席状況及び発言状況
取締役　茅原敏広	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役　小倉健一	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役　長澤正浩	当事業年度に開催された取締役会15回中14回出席、監査役会14回中13回出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役　細谷義徳	当事業年度に開催された取締役会15回全て、監査役会14回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

⑷ 会計監査人の状況

① **名称**　有限責任 あずさ監査法人

② **報酬等の額**

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3．当社の子会社であるIwaki America Incorporated、Iwaki Europe GmbH、Iwaki Singapore Pte Ltd及びIWAKIm SDN. BHD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ **非監査業務の内容**

該当事項はありません。

④ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ **責任限定契約の内容の概要**

該当事項はありません。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

⑴ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、事業活動における法令、企業倫理、社内規程の遵守を確保するため、遵守すべき基本的な事項を「コンプライアンス基本方針」として定め、当社グループの役員及び従業員に周知徹底を図る。

② 「コンプライアンス基本方針」には、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する考えを示すとともに、警察等関係機関との連携を密にし、反社会的勢力の排除に努める。

③ 「コンプライアンス基本方針」遂行への取り組みとして、総務本部長を委員長とし、取締役、監査役、各本部長、室長及び社外専門家（当社顧問弁護士等）で構成される「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス経営の推進を図る。

④ 財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、財務報告に係る各種規程・マニュアル・手順書等の内部統制システムの整備を進めるとともに、運用体制の強化を図る。

⑤ 内部監査部門として社長直轄の内部監査室を設置し、定期的な内部監査を実施し、それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

⑥ 監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査する。

⑦ 法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、「社内通報に関する規程」に基づき「内部通報制度」を設置・運営し、不正行為等の早期発見と是正を図る。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録等法定文書の他、重要情報の記載ある文書及び情報等を「文書管理規程」・「営業秘密管理規程」の定めに従い、適切に管理する。

② 取締役及び監査役は、監督、監査のために、必要に応じ、上記文書及び情報を閲覧できるものとする。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社及び当社グループにおけるリスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的として、「リスク管理規程」を定め運用する。

② 当社におけるリスク管理を適正に行い、リスクの発生を未然に防止し、万一リスクが顕在化した場合に適切な対処を行い得る管理体制の構築及び強化を目的として、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、毎月１回取締役会を開催し、取締役と監査役が出席し重要事項の決定並びに審議・意見の交換を行い、各取締役は連携して業務執行の状況を監督する。

② 当社は、上記のとおり取締役会を定例的に開催するほか、取締役・監査役・本部長・室長が出席する「本部長会議」を原則月１回開催し、そこでは取締役会付議事項の事前審議、業務執行に関する基本的事項及び重要事項の審議、予算関連事項の審議等を行う。

③ 業務運営については、将来の営業環境を踏まえ中期経営計画及び単年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各本部は、その目標達成に向け具体的行動計画を立案し実行する。

④ 「取締役会規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」、「稟議規程」等社内規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、取締役並びに本部長、室長の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築する。

⑸ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループ会社(関係会社)の経営については、その自主性を尊重しつつ、管理については当社関係会社管理部が行い、諸事項については「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、関係会社から当社への定期的な報告を義務づけるとともに、当社の取締役会又は関連する取締役・監査役・本部長・室長の他、関係会社役員が出席する「関係会社経営会議」を定期的に開催し重要事項について審議、決定し、又は報告を義務付ける。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループ会社(関係会社)におけるリスク管理体制の構築は、当社関係会社管理部による情報収集及び関係会社との情報の共有化を図ることを通じて、当社グループにおけるリスク管理体制の把握と体制の構築を図る。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループ全体の将来ビジョンと目標を定めるため、連結ベースの中期経営計画及び単年度予算を策定する。連結中期経営計画及び連結年度予算を達成するため、子会社の経営指導等にあたるとともに、関係会社経営会議等で情報の共有化を図り、連結ベースでの予算管理を徹底する。

④　子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は子会社に対して取締役を派遣し、当該取締役が各子会社における職務執行の監督を行うことにより、子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するように指導する。

ロ．当社は子会社に対して適宜監査役を現地に赴かせ、当該監査役が各子会社における職務執行の監査を行うことにより、子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

ハ．子会社に対しては、当社内部監査室が定期的に内部監査を行うことにより、子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

⑹　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在は監査役の職務を補助すべき専任の使用人は置かず監査が行われているが、監査役より要請を受けた場合は、監査役と協議の上、適切な使用人を専任で補助に当たらせるものとする。

⑺　前項の使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

①　前項に記載した監査役に対する補助者を置く場合は、その独立性及び指示の実効性を確保するため、当該使用人の人事異動、人事考課、並びに懲戒について、取締役は事前に常勤監査役と協議するものとする。

②　監査役より監査役を補助すべき要請を受けた当該使用人は、その要請に関して、取締役及び所属上長等の指揮・命令を受けないものとする。

⑻　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、及び子会社の取締役その他これらの者に相当する者及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

①　監査役は、取締役会及び本部長会議、関係会社経営会議、リスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項に係る報告を受ける。

②　監査役は、取締役、使用人、会計監査人等から報告を受けた場合、必要に応じてこれを監査役会に報告する。

③　監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は本部長・室長等にその説明を求める。

④　当社取締役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員は、当社監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。

⑤　当社関係会社管理部は、子会社の役職員から報告された、当該子会社に損害を及ぼすおそれがある事実等について、監査役に報告する。

⑼　監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①　当社又は子会社の取締役及び従業員は、監査役への報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないものとする。

②　当社は、報告者が報告したことを理由として、報告者の労働環境が悪化することのないよう、監視、監督し、報告者に対する不利益な取扱いを確認した場合、直ちにこれを是正する。

⑽　監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき必要な支払いを速やかに行う。

⑾　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　監査役会は、監査計画を作成し、取締役会に対して報告する。

②　監査役は、代表取締役社長、会計監査人との間で適宜意見交換を行う。

③　監査役は、内部監査室と連携し、監査の実効性を確保する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

リスク・コンプライアンス委員会及びリスク・コンプライアンス協議会の定期的な開催により、リスクの防止及び会社損失の最小化に取り組んでおります。

また、社内通報制度に社内窓口の他、外部顧問弁護士を社外窓口として設置し不正行為等の防止と早期是正を図り、コンプライアンスの強化に努めております。

取締役の職務の執行については、監査役会の定期開催をはじめ、会計監査人、内部監査室による三者ミーティングでの意見交換、情報共有を行い、監査役監査の実効性確保を図っております。

連結貸借対照表

（2021年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**22,724,788**	**流動負債**	**7,733,624**
現金及び預金	7,127,637	支払手形及び買掛金	3,804,556
受取手形及び売掛金	6,396,840	電子記録債務	675,571
電子記録債権	3,168,898	短期借入金	820,592
商品及び製品	2,587,283	１年内返済予定の長期借入金	75,000
仕掛品	57,518	リース債務	76,259
原材料及び貯蔵品	3,131,450	未払法人税等	280,804
その他	282,115	賞与引当金	752,791
貸倒引当金	△26,955	役員賞与引当金	90,332
固定資産	**9,486,975**	製品保証引当金	73,235
有形固定資産	**5,699,439**	その他	1,084,479
建物及び構築物	3,582,216	**固定負債**	**1,957,661**
機械装置及び運搬具	441,951	長期借入金	637,500
工具、器具及び備品	337,110	リース債務	154,294
土地	1,041,934	退職給付に係る負債	264,352
リース資産	203,051	資産除去債務	196,119
建設仮勘定	84,481	その他	705,395
その他	8,694	**負債合計**	**9,691,286**
無形固定資産	**1,135,596**	（純資産の部）	
のれん	769,340	**株主資本**	**21,936,836**
商標権	33,044	資本金	1,044,691
その他	333,210	資本剰余金	675,384
投資その他の資産	**2,651,939**	利益剰余金	20,673,009
投資有価証券	1,893,584	自己株式	△456,247
繰延税金資産	460,137	**その他の包括利益累計額**	**520,029**
その他	298,217	その他有価証券評価差額金	102,329
		為替換算調整勘定	123,917
		退職給付に係る調整累計額	293,781
		非支配株主持分	**63,611**
		純資産合計	**22,520,477**
資産合計	**32,211,764**	**負債純資産合計**	**32,211,764**

連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**28,162,392**
売上原価		**18,459,042**
売上総利益		**9,703,349**
販売費及び一般管理費		**7,996,815**
営業利益		**1,706,534**
営業外収益		
受取利息	7,438	
受取配当金	21,902	
持分法による投資利益	509,391	
その他	50,321	589,054
営業外費用		
支払利息	24,553	
為替差損	23,965	
譲渡制限付株式報酬償却損	6,944	
その他	18,062	73,525
経常利益		**2,222,063**
特別利益		
固定資産売却益	243	
段階取得に係る差益	381,161	381,405
特別損失		
固定資産除却損	7,164	7,164
税金等調整前当期純利益		**2,596,303**
法人税、住民税及び事業税	494,677	
法人税等調整額	1,576	496,253
当期純利益		**2,100,049**
非支配株主に帰属する当期純利益		8,855
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,091,193**

連結株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,044,691	675,803	19,143,574	△475,730	20,388,338
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△561,759		△561,759
親会社株主に帰属する当期純利益			2,091,193		2,091,193
自己株式の処分		△419		19,482	19,063
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	△419	1,529,434	19,482	1,548,498
当連結会計年度末残高	1,044,691	675,384	20,673,009	△456,247	21,936,836

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	88,669	150,937	△135,633	103,974	31,510	20,523,823
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△561,759
親会社株主に帰属する当期純利益						2,091,193
自己株式の処分						19,063
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	13,660	△27,019	429,414	416,055	32,100	448,156
当連結会計年度変動額合計	13,660	△27,019	429,414	416,055	32,100	1,996,654
当連結会計年度末残高	102,329	123,917	293,781	520,029	63,611	22,520,477

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴ 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　10社

・連結子会社の名称　Iwaki America Incorporated
Iwaki Europe GmbH
Iwaki Singapore Pte Ltd
IWAKIm SDN. BHD.
テクノエコー株式会社
IWAKI DO BRASIL COMÉRCIO DE BOMBAS HIDRÁULICAS LTDA.
Iwaki Nordic A/S
Iwaki Suomi Oy
Iwaki Norge AS
Iwaki Sverige AB

② 非連結子会社の状況

・非連結子会社の数　２社

・非連結子会社の名称　IWP Holding Company Limited
益华骐贸易（深圳）有限公司

・連結の範囲から除いた理由　非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

⑵ 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社の状況

・非連結子会社の数　２社

・非連結子会社の名称　IWP Holding Company Limited
益华骐贸易（深圳）有限公司

② 持分法を適用した関連会社の状況

・関連会社の数　６社

・関連会社の名称　Iwaki Pumps Australia Pty. Ltd.
億昇幫浦股份有限公司
IWAKI KOREA CO., LTD.
易威奇泵业国际贸易（上海）有限公司
易威奇有限公司
IWAKI（THAILAND）CO., LTD.

易威奇有限公司については、同社の子会社２社に対する投資について持分法を適用して認識した損益が連結計算書類に与える影響が大きいため、当該２社の損益を易威奇有限公司の損益に含めて計算しており、持分法適用会社数は易威奇有限公司グループ全体を１社として表示しております。

③　持分法を適用していない関連会社の状況

・関連会社の数　１社

・関連会社の名称　IWAKI Belgium n.v.

・持分法を適用しない理由　当期純損益及び利益剰余金（共に持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

④　持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

⑶　連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更

当連結会計年度において、連結子会社であるIwaki Europe GmbHが持分法適用関連会社であったIwaki Nordic A/Sの株式（60％）を取得したため、当連結会計年度より同社及び同社の子会社であるIwaki Suomi Oy、Iwaki Norge AS及びIwaki Sverige ABを連結の範囲に含めております。

⑷　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社であるテクノエコー株式会社の決算日は３月31日、その他９社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

⑸ 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．たな卸資産　当社及び一部の連結子会社は主として移動平均法に基づく原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、一部の連結子会社は先入先出法に基づく低価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法(ただし、1998年４月１日以降に取得した建物、及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備、構築物については定額法)を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　３～50年
機械装置及び運搬具　２～15年
工具、器具及び備品　２～20年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。
商標権については、主として15年で償却しております。
自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(主として５年)に基づいて償却しております。

ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また在外連結子会社は主として貸倒懸念債権等特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ．役員賞与引当金　役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

ニ．製品保証引当金　販売製品について将来の製品保証等に要する費用の支出に備えるため、過去の実績に基づき当連結会計年度の売上高に対応する発生見込額を計上しております。

④　退職給付に係る会計処理方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．過去勤務費用及び数理計算上の差異の処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ．簡便法の適用　一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑥　のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の及ぶ期間にわたって定額法により償却を行っております。

⑦　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3．表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度まで「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「譲渡制限付株式報酬償却損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「譲渡制限付株式報酬償却損」は6,800千円であります。

（会計上の見積り）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4．会計上の見積りに関する注記

（棚卸資産）

⑴ 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

① 商品及び製品　　2,587,283千円

② 仕掛品　　57,518千円

③ 原材料及び貯蔵品　　3,131,450千円

⑵ 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社及び一部の連結子会社は主として移動平均法に基づく原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を、一部の連結子会社は先入先出法に基づく低価法を採用しております。

棚卸資産の評価を行うに当たっては、商品及び製品並びに仕掛品については正味売却価額、原材料については再調達原価に基づき、収益性の低下を検討しております。また、一定期間を超えて滞留する棚卸資産については、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第９号　2019年７月４日）第９項（２）を適用し、規則的に帳簿価額を切り下げております。しかし、当初想定できなかった製品需要や生産設備の投資動向等などにより、在庫状況に変化が生じた場合には、翌連結会計年度における追加のたな卸資産の評価損が計上される可能性があります。

5．連結貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額　　8,397,265千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

⑵ 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行５行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約及びコミットメントラインに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	6,250,000千円
借入実行残高	―
差引額	6,250,000千円

6．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	22,490,910株	-株	-株	22,490,910株

⑵ 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	465,389株	5,762株	19,295株	451,856株

（注）1.自己株式の株式数の増加は、譲渡制限付株式の無償取得によるものです。
2.自己株式の株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬の減少分であります。

⑶ 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月26日定時株主総会	普通株式	385,446千円	17円50銭	2020年3月31日	2020年6月29日

② 中間配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年11月12日取締役会	普通株式	176,312千円	8円00銭	2020年9月30日	2020年12月1日

③ 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月29日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	462,820千円	21円00銭	2021年3月31日	2021年6月30日

7．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは事業活動における資金需要に基づき、主に銀行借入により資金を調達しております。

一時的な余剰資金は、事業活動に必要な流動性を確保した上で安全性の高い金融資産にて運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、製品の輸出に伴い一部の営業債権は外貨建てであり、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に株式であり市場価格の変動及び為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、概ね４ヶ月以内の支払期日であります。

また、部材・製品の輸入に伴う一部の営業債務は外貨建てであり為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、外貨建て営業債権の為替変動リスクのヘッジと、連結子会社の増資を目的としたものであります。このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理の基準及び手続きに従い、回収リスクの軽減を図っております。営業債権については、営業業務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先別に回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握するとともに、発行体との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）２．参照）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	7,127,637千円	7,127,637千円	—
(2) 受取手形及び売掛金	6,396,840千円	6,396,840千円	—
(3) 電子記録債権	3,168,898千円	3,168,898千円	—
(4) 投資有価証券	225,128千円	225,128千円	—
資産計	16,918,505千円	16,918,505千円	—
(1) 支払手形及び買掛金	3,804,556千円	3,804,556千円	—
(2) 電子記録債務	675,571千円	675,571千円	—
(3) 短期借入金	820,592千円	820,592千円	—
(4) 1年内返済予定の長期借入金	75,000千円	75,000千円	—
(5) 長期借入金	637,500千円	640,408千円	2,908千円
負債計	6,013,220千円	6,016,128千円	2,908千円

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

（1）現金及び預金、（2）受取手形及び売掛金、（3）電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

（1）支払手形及び買掛金、（2）電子記録債務、（3）短期借入金、（4）1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（5）長期借入金

固定金利によるものは、元利金の合計を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	78,719千円
関係会社株式	1,589,735千円

これらについては、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、「⑷投資有価証券」には含めておりません。

⑶　金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	7,127,637千円	―	―	―
受取手形及び売掛金	6,396,840千円	―	―	―
電子記録債権	3,168,898千円	―	―	―
合計	16,693,376千円	―	―	―

⑷　借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
短期借入金	820,592千円	―	―	―	―	―
1年内返済予定の長期借入金	75,000千円	―	―	―	―	―
長期借入金	―	75,000千円	75,000千円	75,000千円	75,000千円	337,500千円
リース債務	76,259千円	65,325千円	47,811千円	30,206千円	10,896千円	54千円
合計	971,851千円	140,325千円	122,811千円	105,206千円	85,896千円	337,554千円

８．賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

９．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たりの純資産額　　1,018円96銭

⑵　１株当たりの当期純利益　　94円90銭

10. 重要な後発事象に関する注記

（自己株式の取得）

当社は、2021年４月16日開催の取締役会において、下記のとおり、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

１．自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするとともに、１株当たりの株主価値を高め、株主様への利益還元を充実させるため。

２．取得に係る事項の内容

（1）取得対象株式の種類	当社普通株式
（2）取得し得る株式の総数	270,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合1.23%）
（3）株式の取得価額の総額	200,000,000円（上限）
（4）取得期間	2021年５月14日～2021年６月30日
（5）取得方法	東京証券取引所における市場買付（証券会社による取引一任方式）

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**18,288,646**	**流動負債**	**7,083,952**
現金及び預金	5,291,494	支払手形	2,300,769
受取手形	1,087,570	電子記録債務	675,571
電子記録債権	3,168,898	買掛金	1,322,018
売掛金	4,517,231	短期借入金	820,592
商品及び製品	1,348,704	1年内返済予定の長期借入金	75,000
仕掛品	37,923	リース債務	71,688
原材料	2,657,213	未払金	243,216
その他	179,699	未払費用	338,292
貸倒引当金	△90	未払法人税等	232,450
固定資産	**9,240,950**	賞与引当金	742,965
有形固定資産	**4,800,469**	役員賞与引当金	85,000
建物	3,083,391	製品保証引当金	67,603
構築物	110,652	その他	108,784
機械及び装置	198,988	**固定負債**	**2,248,357**
車両運搬具	2,957	長期借入金	637,500
工具、器具及び備品	230,728	リース債務	142,057
土地	978,035	退職給付引当金	653,078
リース資産	186,428	資産除去債務	193,749
建設仮勘定	9,288	その他	621,972
無形固定資産	**129,173**	**負債合計**	**9,332,310**
特許権	7,590	**(純資産の部)**	
ソフトウエア	105,166	**株主資本**	**18,098,534**
ソフトウエア仮勘定	16,303	**資本金**	**1,044,691**
その他	112	**資本剰余金**	**665,948**
投資その他の資産	**4,311,306**	資本準備金	664,691
投資有価証券	273,719	その他資本剰余金	1,257
関係会社株式	3,065,259	**利益剰余金**	**16,844,142**
繰延税金資産	488,837	利益準備金	95,000
その他	483,489	その他利益剰余金	16,749,142
		別途積立金	8,000,000
		繰越利益剰余金	8,749,142
		自己株式	**△456,247**
		評価・換算差額等	**98,752**
		その他有価証券評価差額金	98,752
		純資産合計	**18,197,286**
資産合計	**27,529,596**	**負債純資産合計**	**27,529,596**

損 益 計 算 書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**22,293,689**
売上原価		**15,660,385**
売上総利益		**6,633,304**
販売費及び一般管理費		**5,395,533**
営業利益		**1,237,770**
営業外収益		
受取利息	2,299	
受取配当金	639,694	
為替差益	5,500	
その他	21,072	668,567
営業外費用		
支払利息	15,282	
支払手数料	5,749	
譲渡制限付株式報酬償却損	6,944	
関係会社整理損	4,136	
その他	3,468	35,582
経常利益		**1,870,755**
特別損失		
固定資産除却損	6,339	6,339
税引前当期純利益		**1,864,416**
法人税、住民税及び事業税	364,562	
法人税等調整額	△507	364,055
当期純利益		**1,500,361**

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金
						別途積立金
当期首残高	1,044,691	664,691	1,676	666,367	95,000	8,000,000
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
自己株式の処分			△419	△419		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	△419	△419	－	－
当期末残高	1,044,691	664,691	1,257	665,948	95,000	8,000,000

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	7,810,540	15,905,540	△475,730	17,140,868	86,712	17,227,580
当期変動額						
剰余金の配当	△561,759	△561,759		△561,759		△561,759
当期純利益	1,500,361	1,500,361		1,500,361		1,500,361
自己株式の処分			19,482	19,063		19,063
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					12,040	12,040
当期変動額合計	938,602	938,602	19,482	957,665	12,040	969,706
当期末残高	8,749,142	16,844,142	△456,247	18,098,534	98,752	18,197,286

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴ 資産の評価基準及び評価方法

1）有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　移動平均法による原価法を採用しております。

2）たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として、移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

⑵ 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物、及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備、構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～50年
構築物	３～35年
機械及び装置	２～15年
車両運搬具	７年
工具、器具及び備品	２～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶ 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金　役員賞与の支出に備えて、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

④　退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
（退職給付見込額の期間帰属方法）
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
（過去勤務費用及び数理計算上の差異の処理方法）
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑤　製品保証引当金　　販売製品について将来の製品保証等に要する費用の支出に備えるため、過去の実績に基づき当事業年度の売上高に対応する発生見込額を計上しております。

⑷　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑸　その他計算書類作成のための基本となる事項

①　退職給付に係る会計処理　　退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

②　消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

３．表示方法の変更に関する注記

（会計上の見積り）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4．会計上の見積りに関する注記

（棚卸資産）

⑴ 当事業年度の計算書類に計上した金額

① 商品及び製品	1,348,704千円
② 仕掛品	37,923千円
③ 原材料	2,657,213千円

⑵ 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

主として、移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

棚卸資産の評価を行うに当たっては、商品及び製品並びに仕掛品については正味売却価額、原材料については再調達原価に基づき、収益性の低下を検討しております。また、一定期間を超えて滞留する棚卸資産については、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第９号　2019年７月４日）第９項（２）を適用し、規則的に帳簿価額を切り下げております。しかし、当初想定できなかった製品需要や生産設備の投資動向等などにより、在庫状況に変化が生じた場合には、翌事業年度における追加のたな卸資産の評価損が計上される可能性があります。

5．貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額　7,558,599千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

⑵ 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	1,434,800千円
長期金銭債権	213,107千円
短期金銭債務	57,716千円

⑶ 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行５行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約及びコミットメントラインに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	6,250,000千円
借入実行残高	―
差引額	6,250,000千円

6．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売　上　高	5,544,691千円
仕　入　高	289,179千円
営業取引以外の取引高	
受取利息	2,216千円
受取配当金	621,626千円

7．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	451,856株

8．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	227,495千円
たな卸資産評価損	105,877千円
未払事業税等	14,943千円
未払費用	33,642千円
関係会社株式評価損	611,848千円
退職給付引当金	199,972千円
土地評価損	111,129千円
資産除去債務	59,326千円
その他	69,765千円
繰延税金資産小計	1,434,000千円
評価性引当額	△894,783千円
繰延税金資産合計	539,217千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△5,980千円
その他有価証券評価差額金	△44,399千円
繰延税金負債合計	△50,379千円
繰延税金資産の純額	488,837千円

9．関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Iwaki America Incorporated	Holliston, Massachusetts, USA	7,735 米ドル	当社製ポンプの組立及び販売並びに制御機器の製造及び販売	100.0	当社製品・部品の販売 同社製品・部品の仕入	当社製品・部品の販売	1,015,439	売掛金	210,332
子会社	Iwaki Europe GmbH	Willich, Germany	511,291.88 ユーロ	当社製ポンプの組立及び販売	100.0	当社製品・部品の販売 他社製品の仕入	当社製品・部品の販売	984,968	売掛金	449,284
子会社	Iwaki Europe GmbH	Willich, Germany	511,291.88 ユーロ	当社製ポンプの組立及び販売	100.0	当社製品・部品の販売 他社製品の仕入	増資の引受	752,813	-	-
関連会社	易威奇有限公司	香港	12,800,000 香港ドル	当社製ポンプの販売	40.0	当社製品・部品の販売	当社製品・部品の販売	1,027,741	売掛金	306,592

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．上記各社への当社製品の販売価格については、市場価格等を勘案して交渉の上決定しております。
２．取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

10．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たりの純資産額　825円68銭
(2) １株当たりの当期純利益　68円09銭

11. 重要な後発事象に関する注記

（自己株式の取得）

当社は、2021年４月16日開催の取締役会において、下記のとおり、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

１．自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするとともに、１株当たりの株主価値を高め、株主様への利益還元を充実させるため。

２．取得に係る事項の内容

（1）取得対象株式の種類	当社普通株式
（2）取得し得る株式の総数	270,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合1.23％）
（3）株式の取得価額の総額	200,000,000円（上限）
（4）取得期間	2021年５月14日～2021年６月30日
（5）取得方法	東京証券取引所における市場買付（証券会社による取引一任方式）

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月18日

株式会社イワキ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	栗　原　幸　夫　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	今　井　仁　子　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社イワキの2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イワキ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

（次頁へ続く）

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月18日

株式会社イワキ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	栗　原　幸　夫　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	今　井　仁　子　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社イワキの2020年４月１日から2021年３月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

（次頁へ続く）

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴ 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵ 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

（次頁へ続く）

2. 監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵ 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶ 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

株式会社イワキ　監査役会

常勤監査役　三宅一郎 ㊞

常勤監査役　小島隆史 ㊞

社外監査役　長澤正浩 ㊞

社外監査役　細谷義徳 ㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第66期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金21円00銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は462,820,134円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年６月30日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（９名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては執行役員制度の導入に伴い経営体制の効率化のため、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう５名減員し、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	藤中（ふじなか）　茂（しげる） （1964年12月20日生）	1989年４月　当社入社 2006年１月　当社技術本部企画推進部長 2006年５月　当社取締役経営企画室室長 2007年２月　当社常務取締役・経営企画室室長 2008年２月　当社専務取締役 2009年２月　当社代表取締役社長（現任） 2015年６月　当社安全保障輸出管理室・内部監査室担当（現任） 2019年６月　当社品質保証本部担当（現任） 2020年６月　当社経営統括担当（現任）	1,920,367株
2	打田（うちだ）　秀樹（ひでき） （1956年10月21日生）	1981年４月　当社入社 2009年１月　当社執行役員国内営業本部副本部長 2010年６月　当社取締役製品企画本部長 2011年６月　当社取締役国内営業本部長 2015年６月　当社常務取締役 2018年６月　当社営業統括・国内営業本部・メンテナンス本部担当（現任） 2019年６月　当社海外営業本部・営業業務部担当（現任） 2020年６月　当社専務取締役（現任） 事業統括担当（現任） 2021年４月　テクノエコー本部担当（現任）	101,686株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	茅原敏広（かやはらとしひろ） （1948年12月14日生）	1974年４月　三浦工業株式会社入社 1991年６月　同社取締役技術部長 1994年４月　株式会社三浦研究所代表取締役社長 1995年６月　同社常務取締役テクノ事業本部長 1998年６月　同社常務取締役ボイラ事業本部長 2003年６月　同社常務取締役技術開発本部長 2009年10月　愛媛大学工学部技術アドバイザー 2010年４月　岡山理科大学工学部非常勤講師 2011年６月　当社社外取締役（現任）	3,650株
4	小倉健一（おぐらけんいち） （1953年11月18日生）	1972年４月　ダイライト株式会社入社 （旧船橋化成株式会社） 2003年４月　同社東京営業部長 2005年４月　同社大阪支店長兼福岡営業所長 2008年６月　同社取締役大阪支店長 2010年４月　同社取締役営業統括副部長 2011年４月　同社取締役営業統括部長 2016年１月　当社社外取締役（現任）	2,989株

（注）１．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

２．各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2021年３月31日）現在の株主名簿に基づき株式数を記載しております。また、イワキ役員持株会における本人持ち分も含めて記載しております。

３．茅原敏広氏、小倉健一氏は、社外取締役候補者であります。

４．茅原敏広氏及び小倉健一氏は、現在当社の社外取締役でありますが、両氏の社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって茅原敏広氏が10年、小倉健一氏が５年５ヶ月となります。

５．当社は茅原敏広氏及び小倉健一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が再任された場合は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

６．当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を当社定款第31条に規定しており、各社外取締役との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。社外取締役候補者である茅原敏広氏及び小倉健一氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。

7．当社は、保険会社との間で会社役員賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が再任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要については、18頁に記載のとおりであります。

8．社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

茅原敏広氏につきましては、三浦工業株式会社及び各社での役員としての経験を活かし、当社の経営全般に助言頂くことで、当社の経営体制の更なる強化が期待されるため、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

小倉健一氏につきましては、ダイライト株式会社での役員としての経験を活かして、当社の経営全般に助言頂くことで、当社の経営体制の更なる強化が期待されるため、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

第３号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

本議案は、2018年６月28日開催の定時株主総会においてご承認いただきました、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の内容を一部変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役報酬等の額は2011年６月24日開催の定時株主総会において、年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とすること、及び2018年６月28日開催の定時株主総会において、当該報酬枠とは別枠にて、譲渡制限付株式の付与のための報酬として年額100百万円以内とすることにつき、それぞれご承認いただいております。

今般、対象取締役の在任期間中を通じた当社の企業価値の中長期的かつ持続的な向上を図るインセンティブをより高め、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、いわゆる退任日解除型の譲渡制限付株式を付与すべく、対象取締役に付与する譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間について、従来の「３年間から５年間」から、「譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職するとき」とすることその他必要な改定を行うことにつき、ご承認いただきたく存じます。

なお、現在の取締役は９名（うち社外取締役２名）ですが、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は４名（うち社外取締役２名）となります。

1.　譲渡制限付株式の発行又は処分の方法

本議案に基づく譲渡制限付株式の発行又は処分は、引き続き、対象取締役に対する報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法で行うものといたします。

2.　対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の上限数及び上限額

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、現行の金銭報酬枠とは別枠にて、年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

また、本議案に基づき発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年110,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、分割比率又は併合比率に応じて当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その１株当たり

の払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

3. 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の概要

本議案に基づく当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日（ただし、①本割当株式の交付の日の属する当社の事業年度の経過後３月を経過するまでに退任若しくは退職した場合又は②当社若しくは当社の取締役会で定める当社の子会社の事業年度経過後３月を超える期間が経過する前に当該事業年度に係る定時株主総会の日に退任若しくは退職した場合（①の場合を除く。）につき、当該事業年度経過後６月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 当社は、法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。

(6)　上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合において、当社の取締役会の決議があったときは、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(7)　上記(6)に規定する場合においては、当社は、当社の取締役会決議により、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(8)　本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

4.　譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与するものであります。

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その概要は事業報告18頁～20頁に記載のとおりでありますが、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合には当該方針を変更することは予定しておりません。また、本議案に基づく譲渡制限付株式の価値を割当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額は上記2.の年額の上限の範囲内とすること、本議案に基づき付与する譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は約0.49%（10年間に亘り譲渡制限付株式を上限数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は約4.9%）とその希釈化率は軽微であることから、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

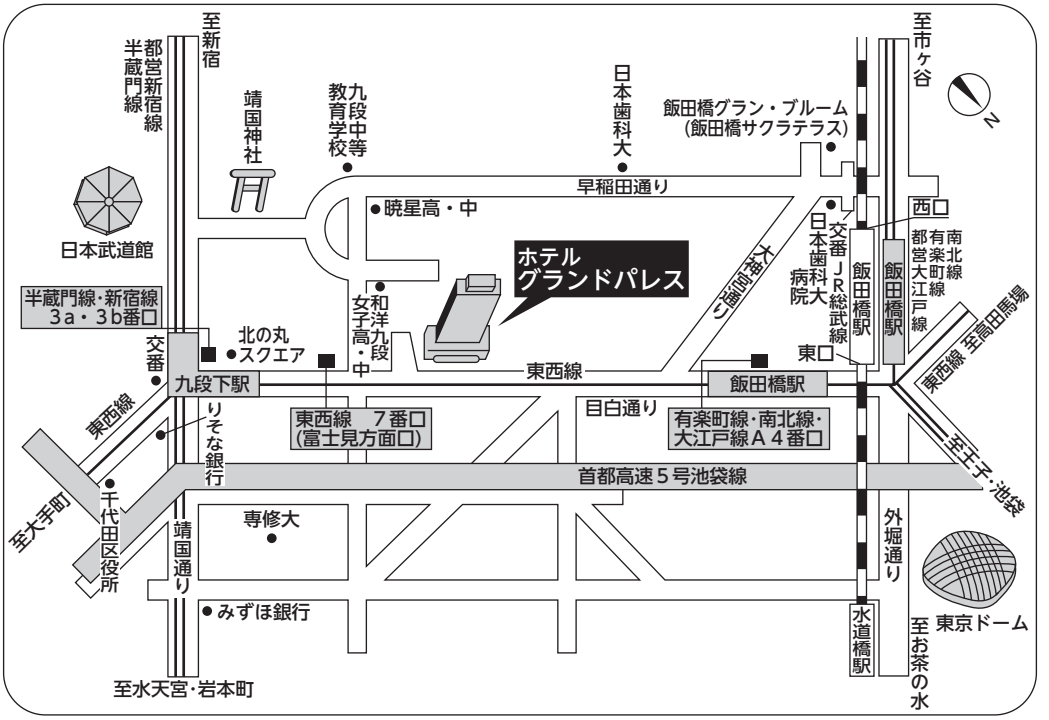
（ご参考）

当社は、当社の幹部社員に対し、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

〔会場〕ホテルグランドパレス　４階　ゴールデンルーム
東京都千代田区飯田橋一丁目１番１号
連絡先　03－3264－1111（ホテル代表番号）



〔交通〕

●地下鉄＜九段下駅＞
　東京メトロ東西線　７番口（富士見方面口）　徒歩１分
　東京メトロ半蔵門線、都営新宿線　３ａ・３ｂ番口　徒歩３分

●ＪＲ総武線＜飯田橋駅＞　東口　徒歩７分

●地下鉄＜飯田橋駅＞
　東京メトロ有楽町線・南北線、都営大江戸線　Ａ４番口　徒歩７分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。